各位

会社名 株式会社マイファーム
(コード番号 5865 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 西辻 一真
問合せ先 執行役員管理本部長 荒川 裕紀
T E L 075-746-6213
U R L https://myfarm.co.jp/

ストック・オプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、本日、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員(執行役員含む。(以下、「従業員等」という。)) に対し、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案(以下、「本新株予約権議案」といいます。) を、2024 年 5 月 15 日開催予定の臨時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。) に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社の取締役及び従業員等に対する当該新株予約権の割当てに関する募集要領は、今後開催予定の取締役会で決定する予定です。

記

- 1. ストック・オプション制度を導入する目的及び特に有利な条件による発行を必要とする理由 当社の取締役及び従業員等に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2. 新株予約権の発行要領
- (1)新株予約権割当の対象者当社取締役3名及び従業員等3名
- (2) 新株予約権の数 2,100 個を上限とする。
- (3)新株予約権の内容

本新株予約権(本発行要項に基づいて発行される新株予約権をいう。以下同じ。)の目的である株 式の数及びその算定方法

(i) 本新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とする。

(ii) 本新株予約権の目的である株式の数は、当社普通株式 210,000 株を上限とする。本新株予約権 1 個の行使により普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する普通株式を移転(当該発行又は 移転を、以下「交付」という。)する数(以下「対象株式数」という。)は、100 株とする。但し、本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象 株式数は調整される。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない本新株予約権の対象株式数 についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社 は必要と認める対象株式数の調整を行う。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (i)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(本号(ii)において定義された意味とする。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- (ii)本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とするが、当該金額が1,460円を下回った場合は1,460円とする。

但し、本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 既発行株式数 + 新規発行前の 1 株当たり時 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の 1 株当たり時価」を「自己株式の処分前の 1 株当たり時価」に、「1 株当たり払込金

額」を「1 株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとし、株式無償割当を行う場合には、「新規発行株式数 | を「割当株式数 | に読み替え、「1 株当たり払込金額 | は零とするものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間 令和8年5月16日から令和16年5月15日まで

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- (i)本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (ii) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号(i)記載の資本金等増加限度額から本号(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(7)取得条項

- (i) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「新株予約権引受者」という。)が本新株予 約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権引受者に割り当てた本新株予約権の 全てを無償で取得することができる。
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権に係る新株予約権証券

本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(9) 行使の条件

新株予約権引受者(以下「新株予約権引受者」という。)が、当社若しくは当社関係会社の取締役 又は従業員の地位にあることを要するものとする。但し、これらの地位を喪失した場合であっても、 当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任したとき、また、当社又は当社関係会社の従業 員を定年により退職したとき、その他正当な理由があると当社取締役会が認める事由によりその地位 を喪失したときはこの限りではない。また、新株予約権引受者の相続人その他の包括承継人による権 利行使は認めないものとする。

(10) 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権引受者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。

(11) 組織再編行為における新株予約権の交付

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権引受者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i)交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権引受者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(iii)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

(iv)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、上記(2)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。

(v)新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(vi)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(4)に準じて決定する。

(vii)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(viii)新株予約権の取得事由

上記(6)に準じて決定する。

(ix)新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

(12) 本新株予約権と引換えに行う金銭の払込みの要否

(13) 本新株予約権を割り当てる日 令和6年5月15日

(14) その他の事項

(1) 本新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、当該本新株予約権を行使する日、対象株式数、当該本新株予約権の行使により交付される株式の総数、並びに住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに金融商品取引法及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて下記の宛先(以下「行使場所」という。)に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権についての行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

記

当社管理本部(但し、同部署が名称変更又は組織変更する場合は、変更後の当社の当該業務担当部署 とする。)

(2) 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記(1)に従い、行使場所において受理された本新株予約権行使 請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ、当該行使に係る本新株予約権につい ての行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれたことを条件とし て、行使請求書に記載された日(但し、当該条件が充足された日以降の日とする。)に生 じるものとする。

上記の内容につきましては、2024年5月15日開催予定の臨時株主総会において、新株予約権の発行に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上